

4熊情審第10004-13号  
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会  
会長 森口 佳樹

## 答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が、令和3年12月17日付3熊広第576号により行った不存決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和3年12月6日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障害又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。「目的外に利用」とは個人情報の保護に関する法律に規定する内容つまり「個人情報を取り扱うに当たっての利用の目的の範囲を超えて個人情報を利用すること」と定義する。

#### 2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊広第576号で審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

## 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、少なくとも保育課が所掌する個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という）及び[REDACTED]が熊取町長に届け出た本人以外からの個人情報収集届出書（以下「当該届出書」という。）が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

(1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、実施機関は応募事業者から児童病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報を収集している。なお、これらの個人情報を実施機関が収集したとの趣旨を担当課長が発言しており、この発言内容について、審査請求人と実施機関の双方の合意のもと双方で録音している。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第17条において利用目的の特定について規定されているが、応募事業者が実施機関に提出した個人情報について、応募事業者が収集する利用目的に事業拡大すること（町立西保育所民営化移管先事業者募集要項に基づく提出書類として使用することを含む。）が含まれているとは到底考えられず、また、当然これらの個人情報が選定事務に応募するために新たに収集したものであるはずがないことから、応募事業者は、個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を得て当該個人情報を実施機関に提出していると考えられる。

## 3 実施機関の弁明に対する反論

(1) 実施機関は、「本人以外の個人及び法人その他の団体が、本町へ目的外に個人情報を提供する場合には、当然に関係法令等を遵守しているものと考えている」と主張しているが、まさにこれこそが公開を求めた情報である。

(2) 公開を求めた情報は関係法令等を遵守せずに本人以外のものが熊取町に個人情報を提供したものに限っておらず、本人以外のものが目的外に個人情報を熊取町に提供した事実がある登録簿と届出書である。

(3) 「個人や法人、その他の団体は、目的等にかかわらず、場合によっては罰則等を課されるリスクもあることから、当該行為に関係する法令等を遵守する義務を負っているため、請求に該当する登録簿や届出書は不存在とした」と町は主張しているが、町の主張は本審査請求の理由になっていない。

(4) 公開を求めた情報の趣旨は「本人以外のものが個人情報を目的外に利用し熊取町に当該個人情報を提供した事実がある登録簿及び届出書」である。

(5) 審査請求書に記載のとおり、町立保育所民営化移管先事業者選定事務における応募事業者が所有する児童の病気や障がい、虐待に関する個人情報は、応募事業者が当該個人情報を収集する際に設定した個人情報の利用目的に「熊取町の保育所民営化に応募すること」が含まれているはずがないため、応募事業者が当該個人情報を町に提出する行為は個人情報の目的外利用となる。

(6) 個人情報の保護に関する法律では、目的外に個人情報を利用する行為自体を違法と規定しているのではなく、目的外に利用する際の手続きの規定がなされているのであって、応募事業者が法令に遵守したうえで当該個人情報を町に提出する行為は問題はなく、町が公開を

求めた情報が存在することを認めているものであるため、情報不存在の決定は不当である。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件決定を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

##### 2 審査請求に対する弁明

- (1) 審査請求人は、少なくとも当該登録簿及び当該届出書が該当すると主張している。
- (2) 本件公開請求は、町全課に対して行われたものであることから、情報公開に関する総合調整の所管課において、当該情報の保有の有無について、全課を対象に照会を行った結果、全課該当がなかったため、情報不存在決定としたものである。
- (3) 審査請求人が主張する、保育課が所掌する当該登録簿と当該届出書についてであるが、本人以外の個人及び法人その他の団体が、本町へ目的外に個人情報を提供する場合には、当然に関係法令等を遵守しているものと考えている。
- (4) 個人や法人、その他の団体は、目的等にかかわらず、場合によっては罰則等を課されるリスクもあることから、当該行為に関係する法令等を遵守する義務を負っているため、請求に該当する登録簿や届出書は不存在とした。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

##### 2 争点について

審査請求人は、熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障がい又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書が存在するはずだと主張している。

実施機関は、審査請求人が主張する、保育課が所掌する当該登録簿と当該届出書についてで

あるが、本人以外の個人及び法人その他の団体が、本町へ目的外に個人情報を提供する場合には、当然に関係法令等を遵守しているものと主張しており、目的外で収集したか否かが争点である。

### 3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障がい又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書である。

本件処分の審査にあたり、全庁に対し、情報不存在の確認調査を行った。調査は、どのような確認（調査）を行った結果、情報不存在という結論に至ったのか、確認（調査）方法と結果を記入するものであり、文書、電磁的記録すべて調査している。

本件対象文書に関して、実施機関の回答は、「不存在」という内容であり、総務課において再調査したところ、本件公開請求のような事実はないとの結果であったため、不存在決定は、妥当である。

### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年5月12日 情報不存在決定再調査
- ⑥ 令和4年6月10日 審議
- ⑦ 令和4年8月25日 審議
- ⑧ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

## 第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	